

<市第60号議案関連資料>

市第60号議案 横浜市スポーツ施設条例の一部改正

1 趣旨

普通財産として市民利用等に供しているたきがしら会館について、民間活力を導入して更なる利用促進・経営改善をはかるため、公の施設に位置づけ指定管理者制度を導入します。あわせて、プロスポーツチームの支援の観点から、同施設と横浜国際プールにおいて、指定団体による優先利用について定めるため、横浜市スポーツ施設条例を一部改正します。

2 改正の内容

(1) 名称の追加

第1条の表に「たきがしら会館 横浜市磯子区」の記載を追加します。

(2) 料金上限額の追加

条例別表第3第3号に、たきがしら会館の料金上限額を追加します。

(3) 指定団体による優先利用の規定を追加

横浜国際プールのスポーツフロア及びたきがしら会館の体育室では、10年以上に渡り、横浜ビー・コルセアーズが試合・練習で優先利用をしています。優先利用の根拠を明確にするため、今回の条例改正を契機として、すでに優先利用に関する規定のある「横浜市公園条例」を参考に優先利用に関する規定を追加します。

3 条例施行日

令和5年4月1日

なお、令和5年4月1日から予定している指定管理者による管理の開始に先立ち、指定管理者の候補者の選定などの行為は、条例の公布後に実施できる旨を附則に定めます。

【条例改正案】

(横浜国際プールのスポーツフロア及びたきがしら会館の体育室に関する特例)

第16条 アマチュア競技団体以外の団体で市長が定めたもの（以下「指定団体」という。）が、横浜国際プールのスポーツフロア又はたきがしら会館の体育室について定期的又は継続的な利用を希望する場合には、規則で定めるところにより、これらの施設の年間利用計画書により指定管理者に申し出ることができる。

2 指定団体が前項の年間利用計画書に基づき横浜国際プールのスポーツフロア又はたきがしら会館の体育室を利用するため第7条第1項の規定による許可を受けようとした申請が、他の者の申請と競合した場合において、指定管理者が特に必要があると認めるときは、当該指定団体を優先者とすることができる。

別表第3

(3) たきがしら会館

種 別		単位	利用料金(円)	(参考) 現行料金		
個人利用	体育室	1人2時間につき	300	600		
	トレーニング室		中学生以下 150	中学生以下 400		
貸切利用	体育室	1日につき	アマチュア又はアマチュア競技団体が利用する場合 入場料等を徴収しない場合	23,000	25,400	
			入場料等を徴収する場合	92,000	101,600	
			その他の場合	入場料等を徴収しない場合	46,000	38,400
				入場料等を徴収する場合	184,000	38,400
	ホール	1日につき	入場料等を徴収しない場合	12,000	12,700	
			入場料等を徴収する場合	29,000	50,800	
	武道場	1日につき	入場料等を徴収しない場合	11,000	12,700	
			入場料等を徴収する場合	17,000	50,800	
	会議室	1日につき	6,000	9,600		
	駐車場	1台2時間につき	500	400		
	附帯設備	1式又は1台、1日につき	12,000	12,600等		